

会 議 録

会議の名称	令和5年度 第2回 飯塚市自然環境保全対策審議会
開催日時	令和6年2月13日（火）
出席委員	馬奈木委員、平嶋委員、高倉委員、荒川委員
欠席委員	河委員、菅野委員
会議内容	<p>【事務局】</p> <p>～開会あいさつ～</p> <p>飯塚市自然環境保全条例施行規則第19条第2項の規定に基づき、委員4名の出席により、本日の審議会が「成立」していることを報告。</p> <p>同施行規則第19条第1項の規定により、会長が議長となることとなっておりますので、これより先は、議長である馬奈木会長に議事の進行をお願いいたします。</p> <p>【議長】</p> <p>それでは、報告案件の1番「飯塚市自然環境保全条例に基づく届出の経過について」、事務局の報告をお願いします。</p> <p>【事務局】</p> <p>今年度の届出状況について説明いたします。</p> <p>「資料1-1」。</p> <p>今年度は1件の届出があり、令和5年9月15日に、株式会社さくら企画から太陽光発電設備の目的で出ております。</p> <p>事業地は北古賀という場所で、令和3年に別の事業者から土砂を埋め立てて資材置場の目的で届出が出されておりました。</p> <p>整地されている土地ですが、今回、太陽光発電事業をする際に、若干の切り盛りが発生するという事で届出がありました。</p> <p>条例に基づく住民説明会が昨年10月に行われ、市も出席いたしましたが、事業者は住民側の参加者からの意見・要望を真摯に受け止めて、住民側と調整して可能な限り要望にお応えされている状況です。</p> <p>最終的に市民の方からは、意見書の提出はなく、現在、切り盛りの造成工事まで完了している状況です。</p> <p>資料1-2は、届出の経過を、資料1-3は、事業計画届出書の一式を添付しております。</p>

【議長】

ありがとうございます。質問、ご意見等ございますか。

【委員】

ありません。

【議長】

問題なく進行しているということですね。ありがとうございました。

それでは、報告案件の2番「野見山産業株式会社について」、事務局の報告をお願いします。

【事務局】

「資料2-1」。

前回の審議会では、事業者が法面整形の作業に着手したところまで説明しておりました。

その後も、何度も福岡県と現地確認を行い、事業者に対して、法面整形や緑化を急ぐこと、沈砂池を浚渫・拡張すること、土砂搬出を急ぐことなどについて継続して指導を行ってまいりました。

「資料2-2」。

1枚目が令和5年5月、2枚目が令和6年1月の状況ですが、ご覧のとおり法面整形及び緑化については種子吹付けまで実施されており、沈砂池につきましても、浚渫などの対応がなされております。

この事業につきましては、令和4年8月に、許可権者である福岡県から「土砂搬入の中止命令」と「防災対策工事の措置命令」が出されていますが、外部からの情報提供により、2度の土砂搬入命令違反がっております。

1回目は、今年の5月25日で、同一敷地内に別の事業者名で、都市計画法に基づくデイケア施設建設の開発行為が行われている場所があり、その土を乾かすために一時的に野見山産業の事業地内に搬入していました。

2回目が、今年の11月14日で、都市計画のデイケア施設に土砂を搬入した後に、野見山産業の敷地にダンプ車を移動させて荷台の底面に付着していた土砂をダンプアップして落とす作業を行ったものです。

両方ともに、土砂撤去は完了していますが、たとえ少量であろうとも、違反ですので、県から厳しく指導がっております。

「資料2-3」。

「防災対策工事の措置命令」の履行期限が、令和5年6月30日までとなっているにもかかわらず、完了に至っていないことや、先ほど説明しました土砂搬入中止命令違反がっており、地域住民の不安は募る一方なので、今後、どのように対応を図っていくのかについて、令和5年6月1日付けで、市民環境部長名で飯塚農林事務所長に文書を出しています。

2枚目は県からの回答文書ですが、5番目にもありますように、土砂搬出につきましては、未だに遅れている状況でありますので、この件につきましては、県と一緒に根気強く指導を継続してまいりたいと考えております。

【議長】

これは前から問題の案件ですが、質問、ご意見等ございますか。

【委員】

違反を繰り返していたら、出来上がった後も不安定になります。住民にとっては安全が大事なので、安全をどう担保していくかということが大きな課題だと思います。

【事務局】

県が2点命令を出しておりまして、一つが、土砂の搬入の中止命令、二つ目が、防災対策工事をしなさいというもの。防災対策工事は先ほどの写真のとおり、少しずつではあるものの進んでおり、ある程度は安全面が確保されてきているという風に考えています。

【事務局】

補足します。一番懸念しているのは、業者が逃げた場合です。災害の危険性が増すおそれがあるので、県とともに業者に対して上手く指導し、一つ一つ進めさせることが最善かと考えています。

【議長】

難しいところだと思います。処分した結果どうなるかを考えた時に、本当に住民にとっていい結果になるかどうか。要は、事業者はいつでも倒産して逃げることができる。県が代執行を行うこととなった場合、県民の血税を使うこととなるため、できれば業者にきちんとやらせたい。その努力が今なされているのだと思います。それが今の「資料3-2」の県からの回答の趣旨だろうと思います。

県の方とも協議して頂いて、頑張ってもらえるようお願いしたいです。

【委員】

法面は法面らしくなっているが、側溝は入っていないです。側溝も入らない法面造成はありません。そういうところがきちんとできていない。何年も前から言っているのにきちんと進んでいない。問題点はきちんと指摘しながら、もう少し前に進めるような対策をとって頂きたいです。

【事務局】

確かに法面小段の水路ができていない状況がございますが、種子吹付を行っていない部分があり、その部分に縦排水を作る予定となっております。法面の小段の水路を作った場合はそこに接続し、沈砂池に落とすという計画となっております。当然、県も市も業者に対して早急に整備するように指導していますので、その点も含めて今後対応してまいりたいと考えています。

【議長】

例えば、現地の方が申出するなどできないでしょうか。できれば、現地からも声を上げるのがいいような気がします。

【事務局】

地域の方々と現地立会を実施しております。県と市と地域の方々、そして事業者と現地で立会し、お互いに情報共有して理解をしながら進めているところでございます。

【議長】

ありがとうございます。今後も地元の方が状況をよく理解できるようにして頂きたいと思えます。

それでは、案件の3番「産業廃棄物焼却処理施設設置について（桂川町吉隈）」、事務局からの説明を求めます。

【事務局】

「資料3-1」。

この件につきましては、令和4年11月24日に事業者が来庁し、桂川町の自社所有地に産業廃棄物中間処理（焼却）施設の設置を予定しているとの相談がありました。

その後、「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」の規定に基づき、令和4年12月28日に調査計画書が福岡県に提出されております。

なお、先ほど申しました「福岡県紛争予防条例と規則」を参考資料として、配付しております。

資料3-2は位置図、資料3-3は事業者が福岡県に提出した調査計画書を添付しています。

なお、昨年末に調査内容の一部変更届が提出されています。

「資料3-4」。

風向・風速の現況調査方法を変更しており、その調査に1年間かかるということです。

「資料 3-5」。

福岡県の条例の手続きの流れとしましては、現時点では、①の「調査計画書の提出」が行われている段階です。

環境影響調査が完了した後、②の「環境調査書の提出」が行われます。先ほど説明したとおり、今年の 12 月くらいになると思われま

す。その後、福岡県が③の「指定地域の指定」を行います。事業計画地は桂川町となっておりますが、指定地域には、隣接する飯塚市も含まれることが予想されますことから、指定された際には本市にも意見照会が行われます。

その後、指定地域に指定された住民を対象に、事業者が住民説明会を実施したうえで、住民との合意が成立した場合は、環境保全協定を締結し、手続きが終了することとなります。

当該条例の所管は福岡県であり、当該地は桂川町でございます。また、先ほど申し上げたとおり、現時点では福岡県に対して調査計画書が提出された段階であることから、本市に対して正式に通知等は行われておりません。本市にとりましては、多くの市民が利用する大将陣公園のすぐそばであり、住民の生活圏に近い場所でもありますので、今後も、福岡県や桂川町と情報共有を密に図りながら、事業の進捗を注視してまいりたいと考えております。

本件につきましては、本市の自然環境保全条例との関係はございませんが、今後の動きにつきましては、本審議会にも、報告させていただきたいと思

【議長】

風向風速を 1 年間調査されるということなので、良かったと思います。常識的に考えると、偏西風で飯塚の方に来る気がします。ぜひその調査結果は出して頂きたいと思

【委員】

何を燃やすかがもし分かれば。福岡金属がどういう事業をするか私もまだ調べていないので。

【事務局】

どういうものを処理するかについてですが、計画書によりますと汚泥、廃油、廃産、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、紙くず、木くず、繊維くず、動物系固形不要物、動植物性残渣、動物の糞尿、動物の死体、感染性廃棄物が列挙されております。

なお、福岡金属興業に関しましては、中間処理施設を北九州の方で設置運営されているという風に聞き及んでおります。

【委員】

この計画書では水質検査を除外してありますが、水質検査を除外することは、場内で水を一切使わないのですか。水は使えば必ず地下浸透するため、薬品類を持ってくるとなると不安です。

【事務局】

水質検査について県に聞き取りに伺ったところ、「今の所、事業地内で焼却を完全にしていまい、排水は中で処理しますということで書類が出ています。それしか言いようがありません。」ということでした。今後、万が一書類と違った場合等は、教えて頂くよう依頼しています。

確かに許可権者は福岡県であり、事業地は桂川町ですが、飯塚市民にとっても、あそこが憩いの場であることは間違いありませんので、我々も今後の動向を注視しながら、注意を払い対応を図っていきたいと考えています。

【議長】

おっしゃられたようにぜひ注視して頂いて、市の方も頑張ってもらいたいですし、我々も注目して見ていく必要があると思います。

現に操業している場所があるということでしたが、何らかの調査はできないでしょうか。具体的にその施設がどういった処理しているのか、もし分かるのであれば、ぜひその資料を取っておいて頂きたいと思います。

【事務局】

次回、お示しできればと思います。

【議長】

それが一番わかりやすいと思います。

あと、私が気にしているのは、持ち込んでくるルートです。何を燃やすかはもちろん、それをどこから持ってくるのか。そのあたりも出るのであれば、資料を取っておいて頂きたいです。

ということで、いずれにしろ、この調査結果を注視するという事になるかと思っています。

それでは、案件の4番「自然環境保全対策について」、事務局からの説明を求めます。

【事務局】

「資料4-1」。

令和4年度に、市議会の所管委員会で審議していました議員提出議案の「太陽光条例」につきましては、継続審査でありましたが、市議会議員の

任期満了に伴いまして、事実上の廃案となりました。

廃案となりましたが、継続審査と決定され、審議も未了であったことから、今年度の所管委員会での特別付託事件として、「自然環境保全対策について」審査しております。

資料 4-2、4-3 は、所管委員会に提出した資料で、資料 4-2 は、飯塚市自然環境保全条例及び施行規則、資料 4-3 は、委員会が視察した兵庫県三木市と神戸市での質疑応答をまとめたものとなっております。

また、先週 2 月 6 日にも委員会が開催されており、皆様に事前にその資料をお渡しできなかったため、今回、追加資料として配付しております。資料の内容としましては、岡垣町の太陽光発電施設に関する条例で、県内で初めて事業の実施を認めない「禁止区域」や事業者に対して事業区域に含まないように求める「抑制区域」を設けた内容となっております。先月、岡垣町を訪問して、条例制定の内容や経緯について直接お話を聞いてきましたが、再生可能エネルギーに関しては促進していかなければならない一方で、全国的に問題になっている住民とのトラブル等をできるだけ抑止する必要があると感じて、条例を制定されたということでした。

現在、委員会で協議している内容は、森林開発などに伴って行われている太陽光発電事業について、市民の生活環境への不安を緩和するために、市としてどのように対策をしていくのか、関係法令や他自治体の条例の整備状況などを把握したうえで、自然環境保全条例の改正や新たに太陽光に特化した条例を策定するのかなども含めて、現在、所管委員会で審査を進めておりますので、今後、委員の皆様にも、いろいろとご審議いただくことがございますが、何卒、よろしくお願ひいたします。

【議長】

ありがとうございます。ご意見、ご質問等ございますか。

【事務局】

補足させていただきます。岡垣町が新たに太陽光に特化した条例を作った、それも禁止区域を設定したということで、新聞にも掲載されておりましたので、どういう経緯で作られたのか、なぜ禁止区域を設定されたのか等をお聞きしてまいりました。

禁止区域については、合理的な根拠をもって設定したとのことでした。土砂災害特別警戒区域、災害の際に設置したパネルが崩れたら、人命に著しい影響を及ぼす可能性が大きい区域だからそこを禁止区域として設定ができたということです。

現在、全国的にも様々な要望がなされており、後手には回っていますが、急ピッチで法整備が進んでいます。ただし、まだ設置場所に関して規定されているものは少ないことから、太陽光発電事業に特化した条例を制定し、

合理的な根拠に基づいた禁止区域、抑制区域なりを設定するのも一つの手法ではなかろうかと考えています。実際の所、既存条例の一部改正、太陽光特化の条例について、それぞれ素案を作る作業を進めております。素案が出来上がりましたら、議会、諮問機関にあたる当委員会の意見等を拝聴しながら、前向きに取り組んでいきたいと考えております。

【議長】

ありがとうございます。

考え方はいくつかあると思いますが、まず今我々が持っている条例で対応できるのではということが一つと、特化したものにするとした場合に、何に注意すべきかという問題があると思います。

太陽光発電に関しては、太陽光発電設備そのものではなく、その開発、設置の仕方が問題だということですので、我々が持っている条例でも規制できるのではないかという考え方になると思います。

太陽光が突出して問題となるので、特別な法律で規制をかけたいという願いの一番の根本は市町村に不許可にしてほしいという発想です。これもなかなか難しい話で、もし確実に全てを止めることができるような条例案を作った場合、憲法違反か法律違反になるかと思えます。こういう条件下に限って止められるという条例の、条件をいかに合理的に規定するかということになるかと思えます。

一定の禁止区域、あるいは抑制区域、これはうまいやり方だと思いますが、許可不許可を飯塚市長が判断することとした場合において、不許可とした場合、必ず業者との裁判になると思います。損害賠償その他の問題も起きてくるので、不許可にする以上は不許可が正しいという法的根拠がなければならず、慎重に判断する必要があると思います。岡垣町の条例を見てみますと、禁止区域が4条で規定されていますが、これはごもつともしか言いようがないです。少なくとも法律的に指定された土地であれば、判断の問題は起きないですね。例えば、第4条第3項第1号、法律第10条第1項の土砂災害特別警戒区域に指定された地域であれば判断の問題は起きません。これに該当した場合は駄目であると何の問題もなく言うことができます。第2号も同じく極めて明解な規定です。指定地域内で作る場合は該当するため、該当するかどうかの判断は難しくありません。ただし、これで全く問題ないと私は思いますが、該当したら最初から駄目なのかという疑問はあります。そうはいつでも、市民の皆さんが安心して納得される部分があるということはよくわかります。

該当するかどうかという難しい判断は、いずれにしても、法律上の規定ですから、県が判断することとなります。少なくとも抑制区域には、市長が判断してどうこうするということがない、求めることができるという規定になっています。きわめてお利口な条例案だと思いました。

先ほどご説明申し上げましたように、事務局の方で考えて頂いたうえで、我々の方でも意見があればその意見を申し上げて、ここで審議してみたいという気がしております。

ご意見どうぞ。

【委員】

自然環境保全条例を修正するだけでは弱いと思います。特別なものを作った方がいいだろうと考えます。

【委員】

自然環境保全条例は、開発行為に対しての条例であって、基本的に太陽光を悪とはしていません。開発行為が問題で、これをどうにかしないといけないという場合は、保全条例でもどうにかかります。

ただ、森林法などの法律で止まらないものが条例で止まるかという話になるため、新しく条例を作る場合は法律やその他の条例との関係を精査し、全部を見直さなければなりません。今、関係法令の見直しが進められていることはわかっていますが、ここをすぐにでもやって頂かないと他が変わっていかないと思います。この条例を作っただけで止められるかというのと、止まらないですよ。各法令に横のつながりを持たせておく必要があると思っています。

【議長】

私が会長としてではなく、弁護士として相談を受けるという立場に立って考えてみます。こういった条例作ったうえで、住民が土砂災害特別警戒区域に該当すると考えた土地、かつ県が特別警戒区域に指定しなかった土地に太陽光発電設備を作ろうとした場合、この条例を根拠に、該当するという裁判を起こせるのではと思います。県が指定しなかったことが悪いと。もちろん、県が指定しなかったこと自体を争うことは今でもできますが、この条例により、だからこの太陽光発電を禁止すべきだという裁判を起こせるのではという風に思いました。この条例があれば、これを根拠に、県の指定を直接争うのではなくて、この条例の適用を求めて裁判するという争い方が可能になりそうな気がします。市に丸投げして、市がやってくれるという考え方ではあまり意味がないです。市は該当した場合に判断することなので。該当しない場合に、この条例を足掛かりに住民が頑張る根拠にはできるかもしれないというのが、私の弁護士としての発想です。住民が裁判を起こす気になるということが大前提ですが、少なくともその足掛かりにはなりそうな規定だと思います。これは次の抑制区域もそうです。

【事務局】

岡垣町の条例は許可制ではなく、届出制です。そのため、今我々が持っている自然環境保全条例と同じです。ただ、禁止区域・抑制区域を設定しているということです。

【議長】

市長が許可・不許可を判断することが、この規定の仕方だと難しくないわけです。自動的に決まるわけです。自動的に禁止区域だということが決まった場合で、業者がいやそんなものに従う必要はありませんといって頑張った時に住民が止める根拠にできる。つまり裁判したら確実に勝てるということになると思います。市長が、その他の条件をもとに許可・不許可を判断するとした場合、市が訴訟される危険があるということです。

また、県が特別警戒区域に指定しなかった場合、この条例があれば、これを根拠に指定しないのはおかしいと言えます。

【委員】

白旗山の件があり、新しい特化した条例を作ることで、事業者に対して計画変更を求められるといいと思いました。パネルを、住宅地の斜面の所ではなく奥の方にしてくれたらという意見も住民から出ていました。そういった風に計画変更を求めることができたらいいなと思います。

【議長】

ご指摘あったような問題について、住民の方が本格的に争っていれば、色々問題にできたと思います。住民の方が争っていればという前提がどうしても残ってしまいます。私個人としては、それを市に丸投げして、市長の判断で、住民に成り代わって止めることはどうしてもできないと思います。逆に、住民の方が本気で止める気になった時は根拠があった方がいいわけだから、この条例がもしできれば、それも根拠にできるのではと考えます。地域指定をしなかった県が悪いということを一一般論として喧嘩することもできると思いますが、こういった条例があれば、この条例が適用できるにもかかわらずという喧嘩もさらに加えてできます。いずれにしろ、住民の方がそこを言わなければなりません。市に丸投げして、市長の判断で止めろと言われるとかなり難しい問題が起きてくると思います。

いずれにしても、素案を作ってらっしゃる途中とのことですので、この審議会にも提出して頂きたいです。

【事務局】

全国的な事例も精査し、前向きに作業を行っております。何とかいい方向で解決できるよう、また皆様のご意見を拝聴させて頂きたいと考えて

	<p>おります。よろしくお願いいたします。</p> <p>【議長】 色々ご意見頂きありがとうございました。慎重に審議を続けていくということで、終わりにしたいと思います。 以上でよろしいですか。</p> <p>【委員】 異議なし。</p> <p>【事務局】 ～閉会挨拶～</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
<p>会 議 資 料</p>	
<p>公開・非公開の別</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 1 公開 2 一部公開 3 非公開</p> <p>(傍聴者 0 人)</p>
<p>そ の 他</p>	